

「平成20年度 第2回 飯塚市議会定例会」において、平成20年6月19日に行った「うへの伸五」の一般質問です。

今議会では、「入札制度について」、「鯉田工業団地造成工事について」、質問をいたしました。

「入札制度について」の要点は、二つです。

- 要点 等級制（ランク付け）の廃止。
- 要点 最低制限価格の事前公表中止。

「鯉田工業団地造成工事について」の要点も二つ。

- 要点 全工事を地元業者へ発注する。
- 要点 完成時期については柔軟に対応する。

（以下は質疑内容ですが、私の記録・答弁者からの聞き取りを、まとめたものですので議事録と全く同じではないという事を、ご承知おき下さい。）

~~~~~  
うへの伸五です。

通告に従い質問させていただきますので、的確なご答弁よろしくお願いたします。

まず入札制度について、おうかがいするわけですが、この制度については、現在、総務委員会において継続審査中ですが、私にとりましても、大変気にかかる事項でありますので、あえて質問させていただきます事を、同僚議員の皆さまにご理解賜りたいと存じます。

さて、その入札制度ですが、この7月より、改正された制度が試行されようとしております。その中の等級制、いわゆるランク付けは、もう必要ないのではないかと考えますが、その点いかがでしょう？

~~~~~  
（契約課長）

現行の等級区分につきましては、飯塚市競争入札参加者格付基準及び指名基準に基づきまして、格付け、指名を行っているところでございます。

格付けにつきましては、現在の土木一式工事を例にとりますと、AからFまでの六つの区分に分かれておりまして、客観的事項の審査により求められた経営事項審査点数と、市長が別に定める主観的事項の評定の数値、すなわち主観点数を加減した総合点数に基づきまして格付けしているものでございます。

今回、7月1日から行います、条件付き一般競争入札におきましては、現在の6等級から4等級にし、1等級あたりの業者数を増やすことにより、競争性を高め、より談合しにくい環境を作ることとしております。

等級制の必要性につきましては、その業者の規模や技術力により、当然施行能力に差が出てくるものと思われまして、また、公平性の観点から、いわゆる公平で、かたよりのない受注の機会均等

を図ることからも、等級制につきましては、必要であると考えております。

~~~~~

(うへの伸五)

等級の必要性について、担当課の考えは承りました。しかし、現在のように公共工事が減っている状況下では、これを廃止し、予定価格と経営事項審査点数をリンクさせてはどうかと考えます。

例えばですが、土木工事に関して設計金額1,000万以上の工事は、(新制度においての3等級にあたる)740点以上のすべての業者を対象とする。4,000万以上の工事は、(2等級にあたる)795点以上のすべての業者を対象とする。という、考え方です。

これによりますと、今、課長がお答えになられた等級制を維持する3つの理由について、より合理性があるのではないかと考えます。

先ず一点目、今回の改正は、等級数を減らす事により、入札する業者の数を増やし、競争性を高めて、談合しにくい環境を作るという事ですが、改正後の、土木2等級に該当する業者の数は35社、これを2等級の最低点数795点以上の全ての業者を対象とすれば69業者となります。等級制で区切るよりも、はるかに競争性は高まります。

次に、等級の必要性について課長の答弁では、業者により施行能力に差がある受注機会の均等を図る、と二つの点をあげられました。施行能力に差がある、これは当然です。ですから経営事項審査での点数を参考に行っているわけです。審査点数が高い業者は当然施行能力も高いであろうと、客観的に判断する事ができます。

また受注機会の均等を図る、と言われましたが、何を以て均等といわれるのでしょうか、等級ごとの発注総金額ですか、それとも等級ごとの発注件数ですか、2年分の実績を見させていただいても、均等であるとは、私は到底理解する事ができません。

等級制を維持する事だけによって、受注機会の均等化を図ることは現実的には、非常に困難であります。よって、工事施行能力の懸念、受注機会の均等をはかる上でも等級制を廃止することは、一考に値するのではなからうかと、私は考えております事を、申し述べさせていただきます。

次に最低制限価格の事前公表についてです。私は、事前公表は中止すべきだと考えますが、この点いかがでしょうか？

~~~~~

(契約課長)

最低制限価格につきましては、ダンピング受注による工事の品質低下や、下請け業者へのしわ寄せ等の防止を図り、適正な履行を確保するために設定しているものですが、この公表につきましては、飯塚市建設工事にかかる予定価格・最低制限価格の公表要領に基づきまして、現在、事前公表を行っているところでございます。

その趣旨といたしましては、本市が発注する工事の請負契約に係る、価格の情報を探ろうとする不正な動きの防止、不正な入札の抑止など、入札・契約制度の透明性・公平性の向上を図るために、事前に公表の実施をしているところでございます。

~~~~~

(うへの伸五)

事前公表する事によって、業者の積算意欲を損なうのではないかと思います。せめて事後に公表すべきではないでしょうか？

~~~~~

(契約課長)

最低制限価格の事前公表は、確かに同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注する事態が生じることが懸念されると言われていますが、事後公表とした場合は、先ほども答弁しましたように価格の情報を探ろうとする不正な行為の誘発や、過度の競争から失格となる業者が増大するなどの弊害が発生しております。

入札制度につきましては、透明で公平性・公正性が特に求められていると認識いたしておりますので、適正な工事の履行確保と併せまして、現段階におきましては、最低制限価格の事前公表は必要であると考えております。

~~~~~  
(うへの伸五)

課長が答弁されました、「価格情報を探ろうとする不正な行為」とは、具体的にはどのような事ですか。

~~~~~  
(契約課長)

価格を探る不正な行為に、職員が巻き込まれる懸念があるという事です。

~~~~~  
(うへの伸五)

最低制限価格の事前公表について、いま課長は、大きく2つの理由を答弁されました。

1つ目は失格業者が増大するという事。これは、いた仕方ありません。マトモな積算が出来ない業者に公共工事は任せられないからです。

もう一つの理由、価格を探る不正な動きに職員が巻き込まれる可能性がある。答弁の前段では、適切な積算を行わない業者が最低価格で入札・落札する事態が懸念される。とも、おっしゃっています。

うがった見方をすれば、職員が面倒くさく煩わしい事態を避けるために、最低価格を事前公表し、その結果、適切ではない業者が落札しても、やむを得ないんだ。と、理解する事もできます。

一生懸命に積算を行った業者さん、どう思われるでしょうか。大事な公共工事の施工技術の確保、本当に大丈夫なんですか。

私も、課長のおっしゃる通り、手抜き工事や下請け業者いじめを回避するためにも、最低制限価格を設定すること自体は、不可欠だと思いますが、それを事前公表する必要性については、大いに疑問をかんじておる事を、ここでは申し述べておきます。

次に、業者実態調査についておうかがいいたします。不適格な業者の調査は、現在どのように行われていますか？

~~~~~  
(契約課長)

業者の実態調査としましては、本市の入札参加資格の登録受付において、当該年度に、新規に登録を希望されました市内業者につきましては、速やかに事務所調査を実施いたしまして、看板や建設業許可証の設置、電話や机、パソコンなどの事務用品の配置状況等を調査いたしまして、営業活動の実態を確認いたしております。

また、昨年からは契約課で発注した工事の一部において、工事現場における施行実態を調査するため、受注業者の作業員や建設機材等の配置状況を現地で確認し、不適切であったものについては、

工事発注課の現場監督員を通じて、業者への指示・指導等を行っております。

今年からは、業者の技術者等の情報が確認できる発注者支援システムを導入して、監理技術者の適正な配置を指導しているところでありますが、今後も、不良・不適格業者を排除するための取り組みを、積極的に実施していきたいと考えております。

~~~~~

(うへの伸五)

不適格な業者を排除する事は、地場企業の健全な育成のためには、大変重要だと考えます。今後とも、適切かつ厳格な調査のあり方について日々研究・実施していただきますようお願い申し上げます。

さて、入札制度については、「等級制の廃止」・「最低制限価格の事前公表の中止」この2点について、実現の要望をお願いしたいと思っております、今後、どのように対処していただけますか。

~~~~~

(契約課長)

7月1日から試行いたします、条件付き一般競争入札におきましても、新しい等級、格付で実施するわけですが、入札制度につきましては、随時見直し等を行っておりますので、等級制、格付けの問題や、最低制限価格の事後公表等につきましても、本市の実情に合った、適正な入札制度となりますように、今後も研究、検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

~~~~~

(うへの伸五)

所管の総務委員会の中で様々な検討を重ねていただき、行財政改革で限られた厳しい予算の中、健全な地場企業の育成・適正価格での公共工事の実施などのためにも、透明で公正な入札制度の確立をお願い申し上げて、この質問は終わります。

次に、鯉田工業団地の造成工事についておうかがいいたします。この事業は、齊藤市長自身が強い意志を注力され、その企業誘致のタメに設立した名古屋事務所の運営費用等も含めると、約20億円の大型事業となります。当然、その工事には、より多くの地場企業に携わっていただきたいと思っております。例えば、5つの工区に分けたとしても1工区約4億円の工事になるわけです。

そこで、お聞かせ下さい。造成工事の工区割と、工事に携わる企業、それぞれの数字はどのようになりますか。

~~~~~

(土木建設課長)

工区割りににつきましては、作業の手順、土の切り盛り、工事費の積算、また、現場管理などを考慮した中で、これらを総合的に判断しながら、現在、鋭意検討中でございます。

~~~~~

(うへの伸五)

鋭意検討中という、ご答弁ですが、3月議会から本日まで、既に数ヶ月を経ています。いまだ、工区割りも決定せずに、工期は本当に大丈夫なんですか。

~~~~~

(土木建設課長)

本工事の完了予定は、平成22年3月を予定しておりますが、工期内完了に向けて、施工指導を

していきたいと考えております。

~~~~~

(うへの伸五)

その完成予定と同時期には、多くの自治体による工業団地の完成も見込まれています。また、トヨタ自動車の業績にも、北米を中心に、少しかげりが出てきておるようです。そのような事情も勘案され、完成時期については柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次に、造成工事の地元への影響についてお聞きします。地質調査の結果をふまえて、造成工事を、ゼネコンへ発注しなければならない理由はありますか。

~~~~~

(土木建設課長)

調査資料からは、浅所陥没等の恐れは極めて低いと思われます。しかしながら、想定外の古洞出現により、その対策工法等、高度な技術と経験が必要となることもあります。また、地盤改良についても施工量が多く、施工管理、特に品質管理は重要となると思われます。

不測の事態が発生した場合の対策については、経験や技術力、施行能力等、ゼネコンや、いくつかの市内業者は、対応できるのではないかとと思われます。

~~~~~

(うへの伸五)

安心しました。いろんな噂が、真しやかに流れておりまして、私も大変危惧いたしておりました。先日の市民経済委員会での関連質疑でも、「企業誘致の立場から、工事にゼネコンは必要ない。出来るだけ地場企業に。」という趣旨の答弁もいただいております。

くどいようですが、もう一度、確認させてください。工事は地場企業だけでやっていただく、と理解してよろしいですね。

~~~~~

(土木建設課長)

質問者の発言も加味しながら、今後検討を重ねてまいります。

~~~~~

(うへの伸五)

私の発言だけを加味していただいても困るんです。万が一を考えて、経験豊富なゼネコンにお願いする。なんて事になると、公共工事は全てゼネコンに、お願いしなければならなくなるんじゃないですか？

~~~~~

(土木建設課長)

施行管理、品質管理に重点をおいて、今後検討してまいります。

~~~~~

(うへの伸五)

これ以上の質疑は、堂々巡りになると思いますので、最後に、一つだけ申しあげておきたいと思ひます。

この件に関しては、専決処分なんて事は、断じて認められませんよ。更に、いまさら無理な工期だから、工区を少なく割り、うんぬん、なんて話も許されない。

これだけの大工事です。議会に対しての手続きは、原則どおりに、きちんと行う、その事を心に

留めていただき、また、本日、質疑させていただいたモロモロの問題を含めて、9月議会において、納得できる議案の上程を楽しみにいたしております。

関係各位のご努力、ご配慮、よろしくお願い申し上げます、以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。